

滋賀県国民健康保険運営方針(案)の概要

1 はじめに

滋賀県が目指す国保 **基本理念: 持続可能な国民健康保険の運営**

あるべき姿 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度



実現するための方向性

- ① 保険料負担と給付の公平化
保険料水準と給付サービスの統一の実現
- ② 保健事業の推進と医療費の適正化
被保険者の健康づくり
- ③ 国保財政の健全化
市町のインセンティブの確保

関係者の役割

- ① 被保険者の役割 (期待すること)
保険料の納付、自主的な健康管理
- ② 市町の役割
資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業の実施
- ③ 国保連合会の役割
市町事務の共同事業の実施による効率化
- ④ 県の役割
安定的な財政運営や効率的な事業の確保

2 基本的事項

- ① 策定の目的
県が市町とともに国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進。
- ② 策定の根拠規定
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2
- ③ 対象期間
平成30年(2018年)4月1日から平成33年(2021年)3月31日まで
- ④ PDCAサイクルの実施

3 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し

① 医療費の動向と将来の見通し

滋賀県の国保医療費の推移と見込み

年度	医療費 (億円)
60年度	400
元年度	500
5年度	600
10年度	700
15年度	800
20年度	1400
21年度	900
22年度	950
23年度	950
24年度	950
25年度	950
26年度	950
27年度	950
32年度	1100
37年度	1200

平成27年度の国保医療費は約1,125億円で、前年度比約31億円、2.8%の増。

② 財政収支の改善に係る基本的な考え方

決算補填等目的の法定外一般会計繰入のうち、保険料の負担緩和を図るための繰入は、被保険者の保険料負担の急変を考慮し、平成35年度末までに段階的に解消。

③ 滋賀県国民健康保険財政安定化基金の運用

給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に、県・市町へ貸付・交付。
交付分を基金へ補填するときの市町負担分は、交付を受けていない市町を含めて全市町で負担。
制度改革に伴い保険料収納必要総額が急激に上昇する場合は、特例基金積立分を県国保特別会計へ繰り入れて激変緩和を実施。

4 市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項

①標準的な保険料賦課方式

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに、所得割、均等割、平等割の3方式とする。現在、4方式の5町は計画的に資産割を廃止。

②納付金算定に当たっての医療費水準の反映

医療費は県全体で支え合うこととし、市町毎の医療費水準は、納付金算定に反映させない。

③納付金算定に当たっての所得水準の反映

応能割と応益割の配分は、全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。「応能割」:「応益割」=「所得係数」:「1」とする。

④納付金および保険給付費等交付金の対象に加える経費

出産育児一時金および葬祭費は、全市町の支給基準額が同一となっているため、県全体で支え合う経費に加える。

⑤標準保険料率算定における標準的な収納率

保険者(市町)の規模別に設定した目標収納率とする。ただし、直近3ヶ年の平均収納率がこの目標収納率に達していない市町は、直近3ヶ年の平均収納率とする。

5 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

①収納率目標の設定

収納率の向上を図るため、保険者(市町)規模別に目標値を設定。

保険者(市町)規模別目標収納率

保険者規模	目標収納率 (30～32年度)
1万人未満	95%
1万人以上～2万人未満	94.5%
2万人以上～5万人未満	94.5%
5万人以上	94%

〇別途市町は毎年度、地域の実情に応じて保険者(市町)別の目標収納率を定める。

②収納対策の強化に係る取組

市町が取り組む収納対策のほか、県、市町および国保連合会は共同で収納対策の強化の実施。

6 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

①県による保険給付の点検、事後調整

保険医療機関による大規模な不正事案への対応策等を検討。

②第三者求償の積極的推進

国保連合会による共同事業の実施の他、加害者に対する求償事務の取組を推進。

7 保健事業の取組に関する事項

①データヘルス計画

保健・医療・介護等のデータ分析に基づき、県全体の国保保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定。

②保健事業にかかる目標の設定

特定健診受診率等の重点取組事項について目標値を設定。

8 医療費の適正化の取組に関する事項

①後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進についての理解が得られるよう、後発医薬品差額通知等を実施。

②重複受診・頻回受診、重複服薬等の受診の適正化の取組

被保険者の健康被害の予防および受診の適正化のため、訪問等による指導の共同事業を推進。

9 市町が担う事務の広域および効率的な運営の推進に関する事項

①被保険者証と高齢受給者証の一体化

被保険者の利便性を図るため、被保険者証の発行時期を見直し、高齢受給者証との一体化を検討。

②過誤返戻事務

被保険者の資格情報の連携が確実に行われることを前提に、国保連合会への事務委託を検討。

10 保健サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

①地域包括ケアシステムの構築・推進にかかる国保としての参画

②他計画との整合性

11 関係団体との連携強化

①滋賀県国民健康保険市町連携会議の設置

12 国民健康保険運営方針の見直し

対象期間中であっても、必要と認められるときは、見直しを行う。見直し場合は、連携会議で検討し、滋賀県国民健康保険運営協議会の審議を経る。